

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出
差止請求住民訴訟事件

原告 荒川照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川和彦

意見陳述書

2024年（令和6年）4月25日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

1 弁論の更新にあたって意見を申し述べます。

本件訴訟は被告茨城県知事が日立市諏訪町日立セメント大平田鉦山跡地に建設を予定している管理型産業廃棄物最終処分場の周辺道路整備事業費として令和3年度予算に計上された5億1200万円の支出の差し止めを求める住民訴訟として提訴しました。

その後被告はこの予算の支出を続け、支出を完了したとのことですので、原告らは先日、被告が茨城県を代表して茨城県知事である大井川和彦氏に対して、1億9690万1960円の損害賠償請求をすることを求めるという訴えの変更をいたしました。

原告らはこの予算の支出が違法な公金の支出にあたりと主張するものですが、違法性の理由として大きく分ければ、洪水・土砂崩れの危険性が高いこと、搬入路の危険性に対する評価を誤っていること、の2つの論点があります。私はそのうち搬入路の危険性の問題について意見を述べます。

2 被告は新しい産業廃棄物処分最終処分場の場所の選定にあたってまず検討委員会で3次にわたるスクリーニングをして3つの候補地に絞った上で、選定会議において本件候補地を選定しました。その際の判断方法としては、14の評価項目それぞれについて、○評価または△評価をつけ、3つのうちで最も○評価が多い本件候補地を選定した、というものでした。

しかし、この判断は、「道路を新設することなく、周辺住民に危険を及ぼす

ことのない安全な搬入路を確保できる状況であるか」という事実に対する評価が明白に合理性を欠いていた結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかな結果を生じさせたものとして違法となるというべきです。

- 3 被告が本件候補地を選定した後開催した住民説明会では、被告が想定した処分場への搬入ルートに対して、大型車両の往来が増えることに対する懸念の声が多数出され、新たな搬入ルートを整備すべきであるといった意見も聞かれました。こうした声を受けて被告は別な搬入路を新設することを決め、本件で損害賠償を求めている予算の支出に至ったわけです。

被告は候補地選定後の政策的な判断により新設道路を整備すると決めたに過ぎないと主張していますが、そもそも安全な搬入路を確保できない事は選定の過程でわかっていたことであり、これを正しく評価しなかったことによって新設道路が必要となったものです。新設道路を整備することを前提とした上で候補地の選定を行えば本件候補地は建設費も増大し環境に与える影響もより深刻となりますので、本件候補地が選定されることはありませんでした。

- 4 周辺住民に危険を及ぼすことのない安全な搬入路を確保できる状況になかったことについて、原告らはこれまでも具体的に主張立証してきました。その一部を紹介します。

5 大型車両の増加

- (1) 処分場の東側からのルートとしては、国道6号線を油繩子交差点で曲がって梅林道路を進み、県道37号線との合流地点からさらに同県道を進み、本件予定地に至ることになります。
- (2) 県道37号線を鮎川に沿って遡った先の鮎川上流部には、2箇所の大産業廃棄物中間処理施設が存在します。そのため、今でも多くの大型車両が通行しています。
- (3) 令和2年8月から9月に実施した交通量調査に基づいて計算すると、搬入ルート上の調査地点においては、午前7時から午後7時までの12時間に、最も多い場所で2分41秒ごとに1台の大型車両が通行するという計算になります。

本件処分場の稼働が開始した後は、茨城県の説明では、1日80台程度の大型車両が廃棄物を搬入するとされています。これに基づいて計算すると、1分40秒に1台の大型車両が通行することになります。これはあくまで平均ですからもっと集中する時間帯もあるはずですが。

- (4) 既存の搬入路の幅員からしますと大型車両同士がすれ違う際には路肩ギリギリのところを通行することになり、歩行者や自転車に危険を感じさせることは疑いありません。

6 保育園への影響

最も影響が懸念されるのは保育園です。

- (1) 搬入路となる梅林通りの沿道には、ゆなご保育園とつくしんぼ保育園の2つの保育園があります。

- (2) 同保育園では、午前中の散歩は大切な日課と位置づけています。

原告らはつくしんぼ保育園の園児の散歩の状況を撮影した動画（甲21）及び動画撮影状況報告書（甲22）を提出しました。この中で散歩コースの中には歩道が確保されておらず、車道を通行する車両と路肩を歩く園児たちの間を遮るものが何もない状況が続く箇所があります。そうした場所で大型車両同士がすれ違うことになれば、大型車両は園児たちの歩行する路肩付近のギリギリを通行することになります。この動画の撮影中にも大型車両同士がすれ違うことが見られました。

エコフロンティアかさまにおける実績をもとに計算してみると、つくしんぼ保育園の散歩の約15分間の間に往復で6、7台の大型車両が増加することになりますから、本件処分場ができればこれがすれ違う機会がさらに増加する事は間違いありません。

- (3) 散歩のうえで諏訪梅林に行くこともあり、特に夏には水遊びをする場所になっています。諏訪梅林に行くには梅林道路を歩いて行くしかありません。保育士たちは、これ以上大型車両が増えたらもう諏訪梅林には行けなくなると感じています。

- (4) 保護者が子どもたちの送迎に使う駐車場のうち5箇所は梅林道路に面しています。送り迎えのときはこの駐車場と保育園の間を、子どもを連れて歩くわけですが、今でも子どもを歩かせてあるいは抱っこして歩く脇を大型車両が通るたびに危険を感じています。

また、駐車場から梅林道路への車の出入り、特に駐車場から車を出すときに危険を感じる場合があります。大型車両が増加すれば、危険を感じるだけでなく、朝などは出勤に間に合わなくなるといった懸念もあります。

- (5) 以上はつくしんぼ保育園の状況ですが、ゆなご保育園も似たような状況であると推察されます。

7 このほかにも、小学校の通学路への影響、諏訪梅林を訪れる人たちが駐車場

から諏訪梅林に渡る際の危険性の増大、沿道の騒音・振動の増加、油繩子交差点への影響など様々な悪影響が予測されます。

区民説明会における周辺住民の不安や懸念の声は必然的なものでありましてしたがって新設道路の整備は本件候補地を選定する以上は必然的なものだったと言わなければなりません。

- 8 このように、本件候補地は道路を新設することなくして処分場を建設することはできない場所だったのです。被告のこの点に関する事実の評価は明白に合理性を欠いていました。そうした誤った事実評価に基づいて本件候補地を選定し、その結果、新設道路と一体となった評価をした場合には、3つの候補地のうちで最も事業費が高額になり、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性についての評価において、最も評価が低くなる本件候補地が選定されたわけです。これは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかな結果にほかなりません。

したがって、違法性の判断枠組みにてらして、本件処分場予定地の選定の違法性は明らかです。

以上